

令和 3 年分決算講習会

令和 4 年 1 月

《おもな所得税関係の改正》

令和 3 年分以降の所得税から適用

[住宅ローン控除制度の改正]

新型コロナウイルス感染症の影響により低迷が続いている住宅投資を幅広い購買層に喚起するため、すでに契約・購入している人ではなく、新たに契約・購入する人を中心新型コロナ特例の契約期間後の契約者を対象として、住宅ローン控除および控除期間の 3 年間延長の制度の適用期間が延長されました。さらに、所得が 1,000 万円以下の人には床面積要件が緩和されました。

令和 2 年分以降の所得税から適用

[1] 基礎控除の引き上げ

これまででは所得の大小に関わらず一律 38 万円でしたが、原則 10 万円引き上げられ 48 万円になりました。

[2] 公的年金等控除の見直し

原則 10 万円、引き下げられました。

[3] 各種控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

扶養親族、配偶者特別控除等の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件が各 10 万円引き上げられました。

[4] 青色申告特別控除の変更

青色申告特別控除額は現行の 65 万円から 55 万円に変更されます。引き続き 65 万円の青色申告特別控除を受けるためには、55 万円の青色特別控除の適用要件に加え、電子帳簿保存(税務署長の承認が必要)または e-Tax(電子申告)による申告が必要です。

[5] 給与所得控除の変更

原則 10 万円、引き下げられました。

[6] 持続化給付金の計上

持続化給付金(中小法人等最大 200 万円、個人事業主最大 100 万円)は売上の補填になります。忘れないように申告しましょう。

※特別定額給付金(国民 1 人につき 10 万円)は非課税です。

[7] ひとり親控除の創設及び寡婦(寡夫)控除の改正

これまで、同じひとり親であっても、離婚・死別であれば寡婦(夫)控除が適用されるのに対し、未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっていました。また、男性のひとり親と女性のひとり親で寡婦(夫)控除の額が違うなど、男女の間でも扱いが異なっていました。今回の改正では、全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、①婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子(総所得金額等が 48 万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」(控除額 35 万

円)を適用することになりました。②前記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額 27 万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限(所得 500 万円以下)を設けることになりました。

平成 30 年分以降の所得税から適用

◎配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

下記の表のように改正されます。なお、本人の合計所得金額が1,000 万円を超える場合には、配偶者控除・配偶者特別控除の適用はありません。

| | 配偶者の合計所得金額 | 本人の合計所得金額 | | |
|----------------------|------------------|----------------------|---------------------|-----------------------|
| | | 900 万円以下 950 万円以下 | 900 万円超 950 万円以下 | 950 万円超 1,000 万円以下 |
| 配偶者 控除額 | 38 万円以下 | 控除対象配偶者 | 38 万円 | 26 万円 |
| | | 老人控除 対象配偶者 | 48 万円 | 32 万円 |
| 配偶者 特別 控除 額 | 38 万円超 85 万円以下 | 38 万円 | 26 万円 | 13 万円 |
| | 85 万円超 90 万円以下 | 36 万円 | 24 万円 | 12 万円 |
| | 90 万円超 95 万円以下 | 31 万円 | 21 万円 | 11 万円 |
| | 95 万円超 100 万円以下 | 26 万円 | 18 万円 | 9 万円 |
| | 100 万円超 105 万円以下 | 21 万円 | 14 万円 | 7 万円 |
| | 105 万円超 110 万円以下 | 16 万円 | 11 万円 | 6 万円 |
| | 110 万円超 115 万円以下 | 11 万円 | 8 万円 | 4 万円 |
| | 115 万円超 120 万円以下 | 6 万円 | 4 万円 | 2 万円 |
| | 120 万円超 123 万円以下 | 3 万円 | 2 万円 | 1 万円 |

《おもな消費税関係の改正》

平成 28 年分以降の消費税から適用

簡易課税制度の仕入率の見直し

| 事業の種類 | みなし仕入率【改正前】 | みなし仕入率【改正後】 |
|----------------------------------|-------------|-------------|
| 卸売業 | 90%(第一種) | 90%(第一種) |
| 小売業 | 80%(第二種) | 80%(第二種) |
| 建設業、農業、製造業等 | 70%(第三種) | 70%(第三種) |
| 飲食店業、その他の事業 (役務の提供のみの手間請は第四種) | 60%(第四種) | 60%(第四種) |
| 金融業及び保険業 | | 50%(第五種) |
| 設計、測量、サービス業等 | 50%(第五種) | 50%(第五種) |
| 不動産業 | | 40%(第六種) |

※原則として、平成 27 年4月 1 日以後に開始する課税期間から適用

【税務調査対策】

◎確定申告後の調査は

- ・3月～4月 添付資料の漏れと計算間違い等
- ・4月～6月 譲渡所得などチェックによる結果不明の分
- ・5月～7月 呼出し状(呼出し内容抽象的)の発送
税額ゼロの人、所得の低い人及び他のルートで収集した資料と合致しないもの。あるいは源泉所得税の納付等について等のいずれも税務署がおかしいと判断したもの。
- ・8月以降 申告内容を全体に確認した後に入っているので、税務署サイドでは「ほぼクロ」と判断されたケースが多い。
外注費、外注工賃、労務費等の資料を入手している人。無申告の者。
事業所への立ち入り調査。又、呼び出し状による場合もあるがこの時期は内容が具体的となっている。
また、給料支払い状況についてのお尋ね文書が送られてきたり、源泉徴収の指導、青色申告の指導に力点をおいている。

《減価償却費の計算のしかた》

- 1、減価償却をするのは、事業用の建物・車・機械・備品等で、1個または1組の取得価格が10万円以上(耐用年数1年以上)の物です。10万円未満か、耐用年数が1年未満のものは、その年の経費となります。
- 2、平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産について、償却可能限度(取得価格の95%相当額)及び残存価額廃止され、「新たな償却の方法」により耐用年数経過時、において1円まで償却することができます。
- 3、減価償却費の計算方法は一般的に「定額法」「定率法」があります。平成19年3月31日以前に取得した減価償却の計算の仕組みが維持されつつ、その名称が、定額法が「旧定額法」に定率法が「旧定率法」等に改められました。

【定額法】

$$\text{取得価格} \times \text{償却率} \times \text{使用した月数} \div 12 \text{ヶ月} = \text{償却額}$$

【旧定額法】

$$\text{取得価格} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{使用した月数} \div 12 \text{ヶ月} = \text{償却額}$$

- 4、事業専用割合とは生活用と共にしている自動車・建物などで事業に使用している割合のことです。使用状況や使用面積の割合に基づきます。
- 5、中古の資産を取得した場合で、残存耐用年数が不明の時は、その使用年数を見積もって耐用年数とすることができます。最低2年。
- 6、取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、「一括償却資産」として3年間にわたりて3分の1相当額を費用計上できます。
- 7、青色申告で平成18年4月1日から平成24年3月31日までに取得した30万円未満の少額償却資産は、その取得価格のうち300万円に達するまで、その全額を即時償却として計上できます。

- 8、平成 20 年分以降、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産について、計算上必要経費に算入された金額の累計額が償却可能限度額(残存価格 5%)までに達している場合には、その達した年分の翌年分の 5 年間(1%)で 1 円まで均等償却することができます。償却期間が終了し未償却残高を残して現在も使用している減価償却資産は、所得計算書に記入しなくなっていても 5 年間強制均等償却できます。ただし所得計算書の再度の記入が必ず必要です。
- 9、平成 20 年度税制改正において、機械及び装置を中心とした耐用年数表が改正されました。個人に関しては既存の減価償却資産を含め、平成 21 年分から新しい償却率が適用されます。

各所得控除～全建総連税金特集号を参照

各所得別決算整理

給与所得と所得区分対象の整理

1、特定の事業所または親方があってそこで常雇、あるいは日雇で働いて収入を得る者は就労明細書で整理。

2、一人で手間(出来高)収入の場合も同じ整理。但し職人を雇用して稼動するのは事業所得。

事業所得の整理と記帳

1、年間所得 300 万円以上の人には昭和 60 年 1 月 1 日から帳簿をつけるよう義務づけられている(青色申告者はすべて記帳)。

そして原始記録は 7 年間整理保存する義務があり、その記帳により正確に申告しなければならない。税務署調査の時は帳簿、原始記録により挙証をする。

2、年間所得 300 万円以上の白色申告者は原始記録により組合の所得計算書に毎月記入して

3、収支内訳書にまとめる。尚、現金出納帳で日々の現金出入を記帳する必要がある。(残高照合はなかなか困難であるから残高にこだわらず単に出入のみ記入するようにすればよい)所得 300 万円未満の方は原始記録により挙証する。

3、年間売上計上は注文書、請求書、領収書の控えで記入漏れのないよう正確に計上すること、支出についても記入漏れの無いよう原始記録により記入する。

そのためには出来るだけ領収書を貰うようにし、どうしても貰えない時は出金伝票なり、現金出納帳に記入しておくこと。一般経費についても記入漏れの無いようにし、できる限り営業経費で計上出来るようこれからは勉強していく必要がある。

4、組合の所得計算書は 1 年に 1 回決算時記入作成することではなく、毎月末記入していく記入漏れを防止することができる。

決算整理の留意点

① 帳簿の内容確認と累計計算

- ・ 領収、請求書との照合確認
- ・ 現金、小切手、振込みの確認
- ・ 預・貯金通帳、季形等の確認
- ・ 発生障害点が計上の時期
検証

② 未収入金

- ・ 完成工事未収入金

- ③ 未払金
 - ・完成工事未払金
 - ・未完成工事収入金(前受金)
 - ・未完成工事支出金(前払金)
- ④ 材料等の棚卸
 - ・棚卸し表の作成
- ⑤ 未完成工事(仕掛け工事)の正確な計上
 - ・材料費
 - ・労務費
 - ・外注費
 - ・外注工賃
 - ・その他
- ⑥ 減価償却
 - ・中古で取得資産(全部経過～20% 一部経過～既経過 80%)
 - ・年中途の譲渡
- ⑦ 資本的支出と修繕費の区分
 - ・原状回復に要する費用 — 修繕費

(注)確定申告相談には、前年及び前々年の「所得計算書」と確定申告書控を持参下さい。

《所得計算書への整理要領》

- 1、表紙に年度、氏名、職業、住所(住所移転のある時は上段に現住所を下段に前住所を記入すること)電話番号、年令、所属支部を記入すること
- 2、2頁の左方①自分の常用賃金は組合の年間稼働表に日々働いたか、休んだか正確に記録し(この場合の原始記録として組合員手帳か、カレンダーに記入しておけばさらによい)その稼働分をここに記入し年間合計をする。
- 3、②は自分一人で手間請けをした場合、毎月どこ(支払い者名)の仕事で手間請けをし、いくら取り下げをしたのか記入し年間収入をまとめる。
- 4、③は友達、仲間と組んで手間請けをし、取り下げた金を公平に分配している場合に記入する。もし、自分が代表者となって工務店に一括領収をしている場合はだれにいくら支払いをして、自分の取り分はいくらあったと記入する。この場合賃金支払いの領収書をもらっておく必要がある。領収書が無いと支払い事実の証明が出来ない。(判取帳を利用)
※特に代表で領収書を切る方で、売上が1,000万円を超える方は消費税の対象になりますので注意してください。
- 5、以上①～③の人は年間収入高と実状で所得区分をすることもできるとして所得申告額を算出する。
- 6、材料持ちで仕事をする人、一式請負いをする人、人を使って手間請けをする人は3頁、4頁の収入(売上)月別集計表に記入する。完成基準(発生主義)によること。下請け職種で件数が多く2枚で記入出来ない時は用紙を補充して記入、縦、横の合計を正確に記入すること。その合計は5頁(6.7頁)に記入したものと符号できる。
- 7、5頁は売上収入明細のうち主な工事(主な工事とは1件300万円程度とする)を前年仕掛け工事、本年引き渡し済み工事の順で記入する。特に建設業許可業者は変更届提出の際必要

であるから、注文者は元請工事の時は氏名、下請工事は工務店名、工事名は出来るだけ詳しく、例えば木造瓦葺2階建住宅新築工事、工事期間、元請、下請、手間請の別及び新築、増築、改造の別を○で囲んで記入すること。

年間の工事引き渡し完了分を請負金額で記入し、値引きがあった時はその上に△印でいくらと金額を記入する。△印はマイナスを表す。入金額、未収金額は売掛金のあることを表す下段の雑工事は6頁～7頁に1件300万円以下の雑工事を記入し総合計を書き5頁の雑工事に記入する。これは完工工事基準により記入するもので工事が完了し、請求書を施主または工務店に渡し、年内に支払いが無くても必ず工事請負金を計上しなければならない。

- 8、5頁の下段未完工事枠の欄は、今年、受注、工事に着工したが年内に完成せず、来年に持ち越した工事について記入する。この場合年内に貰った金は売上とはしないで完成する来年の売上になる。
- 9、9頁の仕入れは原則として請求書で計上、支払いの際の値引きがあった時は上段に△印をつけて値引き額を記入する。請求書で計上するとき、一部を支払い残金を翌月廻しとした時翌月は請求書金額でな「当月仕入分」のみを書かないと未払い分が重複することになるから充分注意をすること。重複をさけるためには1月～11月分は領収書(支払い分)で記入し12月分のみ請求書金額を記入してもよい。年間合計額縦、横の金額を必ず正確に記入しておく。尚12月末仕入れ分に未払いがあれば下欄の未払金額に記入する。
- 10、10～11,12頁の外注費、外注工賃は(仕入)と同じ要領で記入する。

仕入、外注費、外注工賃の区別は

- ①材木など工事材料を購入した時は……………仕入
- ②材料と季間を頼んだ時は……………外注費
- ③手間のみ頼んだ時は……………外注工賃となる。

例えば

屋根葺き工事を依頼するのに

- ①瓦を持ち葺き上げで工事を頼んだ時は……外注費
- ②瓦、土はあるから葺き上げだけ頼んだ時は…外注工賃
- ③こちらで葺くからと瓦のみ購入した時……仕入

- 11、13頁の支払い賃金とは

常用の職人がいて、日当で支払いをした場合支払賃金となる。同一世帯に属する家族従業員がある時白色申告の場合、事業主より賃金支払があっても経費に認められないので絶対に記入しないこと。但しその家族従業員が別居していて仕事に来ている場合他の織人と同様、支払賃金として処理してもよい。同一生計とみなされる場合は、青色申告で事業専従者の届出をすることで支払金額が経費と認められる。税務署調査の段階で支払賃金がある場合職人の氏名、住所、電話番号を聞かれたり源泉徴収の状態をみられる。(源泉徴収は別途説明する)

- 12、14～且5頁の一般経費について

これも発生事実を証明できるよう請求書、領収書を整理保存すること。租税公課については(1)事業税収入印紙等(2)事業用資産の固定資産税、自動車関連税と区分して記入し最後は年間合計額を出すこと。その他経費は科目の説明をよく読んで記入すること。

特に接待交際費、福利厚生費は消費税の課税分、非課税分に区分して計上する。

貸倒金、諸手数料も計上。貸倒れ金計上は留意する。建設図書、建築新聞等は営業に関し

必要なものであるから経費として計上してもよい。その他営業に関し支出した経費はできる限り計上するよう今後勉強する事が大切である。

生命保険料、自宅の建物家財等の火災保険料、健康保険料、労災の特別加入保険料、年金の掛金等は確定申告書で控除するので一般経費には計上できない。

- 13、17 頁の減価償却階は工具器具、備品、車両等で 10 万円以上を対象に耐用年数により計算、経費となる。

10万円以上 20 万円未満の工具、備品、車両等については、3 分の1ずつ 3 年間で一括償却をする。

10万円以下、耐用年数 1 年未満の場合は消耗品で処理をする。また、青色申告の中小企業者等が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に「取得価額 30 万円未満の減価償却資産」を取得し事業の用に供した場合には、その事業年度において当該少額減価償却資産の取得価額の合計額が 300 万円に達するまで、取得年度において損金算入することができます。尚、申告相談の時、前年償却費を確認するためにも前年の所得計算書を持参してください。償却資産が多くある方は記入し、2 枚コピーして持参ください。
減価償却資産制度の詳細は、全建総連税金特集号を参照してください。

- 14、18 頁の材料棚卸は、職種により当然棚卸しがあるものとされることがあるので、正月休みに手持ち材料を点検棚卸し計上しなければならない。

- 15、19 頁の仕掛工事明細は売上収入のところで述べた通り、仕掛工事がある場合、その入金額を売上計上しないので仕掛工事で支払った材料代、外注費、外注工賃、支払賃金がある場合はこの欄で集計し、収支計算書の右下段期末仕掛け工事⑤に記入し製造原価から差し引く。

- 16、収支計算書は売上、仕入、外注費、外注工賃、労務費(支払賃金)及び一般経費各科目の金額をそれぞれ記入し所得金額を算出する。以上により所得計算書の記入をする。
これによって所得税確定申告書及び収支明細書(専従者控除)を作成します。青色申告特別控除は、正規の簿記により記帳し、「賃借対照表」を記入すると 65 万円の控除、その他は 10 万円の青色申告特別控除が受けられます。

- 17、不動産収入のある方は 22 頁に記入して下さい。

- 18、消費税の申告については、消費税確定申告の手順、課税取引金額計算表で計算出来るようにしました。

【消費税について】

- 1、不公平性と逆進性をもつ、悪税である「消費税」が昭和 63 年(1988)12 月施行、平成元年毎月(1989)税率 3% で実施。さらに、平成 9 年 4 月から消費税率を 5%、平成 26 年 4 月に 8%、令和元年 10 月に 10% に引き上げられ[減税率を導入し、食品(外食・酒類を除く)と宅配の新聞の定期購読料は現行の 8% の税率を維持]、収入や所得の低い者に重税で負担増を押しつけ、生活と仕事を圧迫し、今日の不況をまねいた大きな要因ともなっています。

- ・基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合は、「消費税課税事業者届出書」を速やかに提出。
- ・基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者が、簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、その課税期間の開始の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

- ・簡易課税帝腹は課税期間における売上消費税額にみなし仕入率を掛けて仕入控除税額を計算します。但し、2年間変更できない。

※みなし仕入率 第一種事業(卸売業…90%)、第二種事業(小売業…80%)、第三種事業(建設業、製造業、農業、林業等…70%)、第四種事業(加工販その他これに類する役務の提供等、飲食店業、手間請…60%)、第五種事業(不動産業、設計、測量、サービス業、金融業、保険業等…50%)、第六種(不動産業…40%)に区分するため、課税売上高を事業の種類ごとに区分する必要があります。⑥簡易課税制度を選択しない場合は一般課税となり、帳簿に基づいて実際に支払った仕入の消費税額で計算します。(どちらが有利になるのか?)
⑦帳簿及び請求書等の保存がないと、原則として、仕入税額控除は認められません。保存期間は7年間です。

- 2、消費税で、今後税務署との間でトラブルが予想されるのは、手間請をしたり、賃金(労務費)で収入を得る場合、賃金収入と思っていても、元請が、消費税の仕入控除を受けるために、外注費(外注工賃)として処理する場合があるので、賃金(労務費)の場合は、源泉徴収をしてもらうか、給与支払明細書を発行してもらう必要があります。(元請に確認)
自分が雇用している職人は、仕入控除の対象になりません。請負契約に基づく外注工賃は、仕入控除の対象になります。
また、グループの代表として、年間1,000万円以上の領収書を切る場合は、その代表者が消費税の課税事業者となり、記帳をして消費税の申告・納付をすることになるので代表で領収証を発行することは止めるべきだ。

3、消費税申告にあたっての留意点

(1) 給与所得と事業所得の区別

消費税については給与所得と事業所得の区別が非常に重要となる。

(2) 計算間違いに注意

桁を間違わないように。

(3) 事業用固定資産の売却・購入について

売却は課税売上になる。 → 簡易課税であれば第4種。売却・購入とも家事使用部分がある場合には按分。

(4) 事業所得以外に所得がある場合

すべての所得を含めて消費税計算をおこなう。

※不動産所得(居住用家賃収入)があり本則課税を適用した場合、非課税売上が多くなるため、仕入税額控除の調整計算が必要な場合がある。課税売上割合95%

(5) 簡易課税の75%ルール

ある業種の課税売上が全体の課税売上の75%以上となる場合には、全体の課税売上について当該業種のみなし仕入れ率を適用しても良い。

一番有利になるものをその都度選択できる。(施行令57条3項)

(6) 納税資金の確保

消費税課税事業者で納税資金の準備ができていれば問題ないが、そうでない場合には、12月から2月頃の売上代金の中から捻出できるかどうかの検討。

→最悪の場合は、振替納税(注)をして4月20日頃まで納付期限を先送り。

(注) 消費税には延納または分割申請はない。

□座振替の場合は納税期日までに振替納税の申請が必要。